

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
(令和8年度 第1回)
議事概要

日時：令和8年5月27日（水）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎第2号館低層棟共用会議室 3A・3B（Web 併用）

<委員からの主な発言>

(1) 建設生産・管理システム部会（資料1）

(2) 業務・マネジメント部会（資料2）

- ・資料19 ページの「総合評価による品質向上を確認するための検討」について、3点意見を述べる。
- ・1つ目は、品質向上の「品質」とは何か、「向上」とは何かという点である。「品質」に関しては、契約上、設計上の品質は発注者が求める品質であり、施工では設計図書に示されている品質である。ここでいう「品質向上」は、これ以上の向上を示すことになると思うが、現状として、発注者の求める品質に対して不足しているのか、それとも満足しているがより高い品質を求めようとするのかによってアプローチが全く異なってくる。もし現状として不足しているなら、法的には、契約不適合や債務不履行の問題になる。より高い品質を求めるなら、発注者の問題に帰着する。品質向上の検討にあたっては、この辺りを整理した方がよいと思う。
- ・2つ目は、発注者が求める品質についても、「一律の品質」と「個別の品質」によって違いがある。例えば、最近ではインフラツーリズムが非常に盛んだが、インフラと国民との距離が近づき、インフラを利用する国民の安全性（利用上の安全性）という観点がある。構造的な安全性は一律性を担保できるが、利用上の安全性は個別性が高い。ここで言う品質がどちらを指しているのか意識した上で検討した方がよい。
- ・3つ目は、入札時の技術提案は「人を選ぶ方法」であり、完成時の工事成績は選んだ人が作った「物の評価」だという点である。人を選ぶ評価と物の評価は、間接的にならざるを得ない。より直接性を求めるなら、成績そのものを入札時の評価対象にすればより近づくと思うが、総合評価は成績だけでなく技術提案や真面目さ等も含めて評価される。そのため、因果関係は相当間接的になる性質があるため、あまり直接的なことを求めるのは難しいのではないかと感じた。
- ・1つ目のご指摘については、総合評価を何のためにやっているのかという問題である。総合評価は、価格だけでなく、品質も含めて総合的に一番優れている人を契約相手にすることが目的である。そもそも、その目的が達成できているのかどうか、品質の定義をしっかりとった上で、確認してもらいたい。
- ・2つ目の一律と個別の話は、共通仕様書と特記仕様書の話であり、社会のニーズに合っているか、個別事業に対して適切に適用されているか、ということである。
- ・3つ目は、成績評定の中で、様々な要素を扱っているが、その成績評定の付け方や使い方が、目的に照らして上手にできているかを確認すべきという問題だと理解した。
- ・日本の入札契約は、官積算が前提であるため、民間の自発的な技術開発を促す効果が少ないという問題がある。総合評価を行ったことによって、民間主導で技術開発が進んだかどうかということも効果を計測する際の指標にしてもらうとよいと思う。その際、発注者が期待する品質以上でなくても、発注者の想定するコストより安くできたとか、生産性が上がったとか、外国と比較した場合の評価もいるのかなと思う。

- ・海外では、JICA 無償工事で予定価格を超えても、発注者が判断して契約することがある。国内では、NEXCO 西日本が、調査基準価格の下限付近での落札が多発し、本質的な技術競争が成り立っていないという反省から評価の仕方を変えた。こうした海外や他発注機関の事例も参考としつつ、国の現在のやり方を変える必要がないのかといったことも検討の上、より意義のある総合評価方式にできればよいと考えている。
- ・欧米では技術評価と価格の加算式で行われている。英国では、EU 脱退後、法令上は原則 Value for Money を導入し、Value (価値) を Money (価格) で割って一番高い相手と契約すべきという理想に転換した。しかしながら、実際に英国でできているかという点と殆どできていないとのことであり、Value (価値) をちゃんと価格と比較できるような形で指標化することは、実際には非常に難しいようである。このような事例も参考にしながら、日本ではどのようにすべきか、一度原点に戻って検討することが必要と思っている。
- ・総合評価が導入されてから 20 年ほど経ち、改めて振り返ることは妥当だと思う。総合評価が導入された当時を思い返すと、総合評価はいずれ価格競争に収斂するのではないかという議論もしていた。どのような技術提案がされているか、どのような内容が高く評価されているかが情報公開等を通じて事業者徐々に伝わることにより、技術提案の内容が似通ってきて、結局は価格競争に近くなる、という議論をしていた。必ずしも技術点が高い者が落札しているという調査結果と齟齬がある訳ではなく、技術点が高い者が落札していても、決め手は価格競争に近づいているのではないかということだと思う。こうした点を踏まえ、当時は評価項目や評価の仕方を適宜見直していくことが必要だという議論をしていた。このような点も含めて調査・検討していただければと思う。
- ・もう少し高い視点で議論すると、競争政策の効果が明確になる場面は、市場参入が見込まれる市場である。もし現状、事業者撤退が相当見られるような状況であれば、競争政策と産業政策の融合が必要になる。そういう意味での新しい調達方式のあり方も合わせて検討していくこともあり得ると思う。
- ・大橋先生からのご指摘は非常に重要な視点で、今後のマーケットと建設産業の将来展望を睨みながら、競争政策としての入札契約制度をどう構築していくのが良いかというご指摘であった。総合評価を一面的に捉えるのではなく、それぞれのマーケットや産業を睨みながら考えていく必要があるということである。
- ・総合評価で評価する際に技術提案に注目しがちだが、実は工事成績や表彰が施工管理の良し悪しに与える影響も大きい。過去の工事成績の積み重ねが評価に影響するということは、非常に大きな効果なので、技術提案だけでなくそうした点も評価すべきだと思う。
- ・競争項目としてワークライフバランスや賃上げの表明などが追加されてきたが、本当に品質に関係があって成立するのか、品質の観点からの整理が必要だと思う。
- ・近年生成 AI の利用が進み、業務においては自社の技術提案書をデータベース化して生成 AI で提案書の雛形を作ることが一般的になりつつある。そうなっていくと、技術提案の内容が収斂され、差がつかなくなる可能性がある。また、発注者が評価する側で生成 AI をどう利用するかについて、提案された技術提案の著作権の問題等があり容易にデータベース化することは難しいと思うが、いずれそのような時代が来るため、視点として踏まえた上で考えていかなければならないと思う。
- ・「品質」と「総合」をどう捉えるかが重要である。2005 年に品確法ができた時は、「価格」と「品質」という「工事の品質」が念頭に置かれていたと思うが、次第に法律の対象が広がってきて、担い手確保、魅力ある産業、働き方改革なども「総合」の中に含まれてきた。そのような中で、品質をどのように捉えるのか、整理をした上で考えるべきである。「総合」における品質は広く捉えられているが、契約における品質は工事の品質であるので、整理が非常に重要と感じた。

- ・総合評価の中で、政策的に取り入れられている項目が、非常に多い。技術力評価という観点では、該当しないのではないかと感じる項目が結構入っているものと認識している。例えば、若手技術者の活用は、品質の面で考えると、相反する内容になる。政策として進めることは重要だと思っているが、品質確保という観点では少し違うと感じる。例えば、入札参加条件として若手活用を義務付ける入札方式をとった方が、はるかに効果があると思う。総合評価に入れる項目についてもしっかりと吟味していただきたい。
- ・業務の方でも概ね工事と同じような課題を感じている。総合評価で技術点の評価で差がつかず、どうしても価格の勝負になってしまうのが課題。いかに技術点の差をつけていただけるか。高い技術力や品質が求められる案件では技術評価の比率を高くし、技術力での選定を拡大できないか。それと品質をどうつなげていくかは、その業務の品質を担保するのは選定後の企業の責任であるという立場に立てば、企業としての努力も必要となると思う。
- ・業務の総合評価の品質への効果の評価は必要である。しかし、現状の総合評価の評価項目や業務成績評定点はすでに細かいところまで見ていただいている。地質調査における品質の評価は、業務評定点も含め、その後の設計・施工への進捗の中で明らかとなると思う。発注者にアンケートやヒアリングを行い、後工程の進捗の中でどうであったかの観点からの意見もどうかして拾いたい。そこを拾わないと、調査段階での総合評価の評価項目などが良い方向に持っていけないのではないかなと思う。
- ・コンサルタント業務は工事と同様な部分が多いが、総合評価は十分効果を果たしていないため、今の総合評価の多くを QBS (Quality-Based Selection) に切り替えていけばよいのではないかな。アメリカでは、コンサル業務だけでなく、測量や地質も含めて QBS が 100% 適用されている。日本でいえば、工事の技術提案交渉方式がほぼ QBS である。現在は発注者の仕様の確定が困難な工事に限られているが、これをコンサルタント業務でも読めるよう、次の品確法改正で盛り込めないか。また、資格の組合せ加点を増やすとか、難易度の高い技術力がある業務ではそういうものを更に活用するとか、マネジメント力が必要な業務はマネジメント力を評価する資格をつくるとか、そのような改良がコンサルタント業務では特に必要ではないかなと思っている。
- ・技術提案により品質向上が図られているかとあるが、施工者の意見としては確実に向上していると思う。20 年前にはやっていなかったことを提案して、それをきちんと現場で実行し、発注者に確認していただいている。施工会社の社員自体も技術提案で提案したことをきちんと履行しようという意識が働くので、確実に品質向上につながっていると考えている。それが工事成績評定にどうリンクするかはわからないが、品質は確実に上がっている。一方、各社の技術のレベルが上がってきて、技術が収斂してきているのも事実かなと思う。調査基準価格に近い価格、当てっこで落札者が決まってしまう状況の中で、きちんと技術で評価してほしいと要望しているが、技術が収斂してきている中で無理やり技術点に差をつけるのは、正しい総合評価の形にならないのではないかなと思っている。今後アンケートをされて改善に向けて取り組むとのことなので期待している。
- ・測量業務も間違いなく価格競争の方に近づいている。測量業界は、そもそもスタートの段階からしっかりと品質が管理されている。まずは公共測量作業規程に則って仕事をする。更に測量・計測をする機械も国土院から指定され認定されている機械を使用する。そのエリアで地形図、地図を作成するにあたってはスタートから基準点の精度管理をきちんとした上で、現地の地形や地図データを作成する。更に仕上がったデータも検定に出して検定の許可を得ないと成果品にならない。入り口から終わりまで品質に関して逃げようがないところがある。昨今測量の新技术やプラットフォーム的なものが出てきているが、それも随時、国土院が公共測量作業規程に盛り込むので、新たに技術提案をするといってもそれほど差異がない状況。どこで技術点の差が出るかということ、例えば、地元対策や

工程管理、発注者とのコミュニケーション能力というプロセス的・ソフト的な点で技術点が変わってくるというように、明らかに地図データの品質に関するものとは別次元の入札形式になってきたと思う。

- ・工事の方ではデータを分析し、アンケート調査も行うということだが、業務の方はデータを分析することはわかるが、アンケート調査はいまのところ考えていないということか。
- ・データでわからないことについては直接業界団体の皆さんと意見交換を行うことと理解した。
- ・非常に重要なご意見・視点をいただいているので、今後の分析やアンケート調査に活かしていただきたい。

(3) 維持管理部会（資料3）

(4) 事業監理データ連携基盤検討会（資料4）

- ・維持管理における担い手確保の課題は年々大きくなっている。実態を詳細に把握することはもちろん必要であるが、将来に向けて検討・試行すべき事項は既にまとまっており、これらを具体化、実施に移すべき段階に来ている。資料 47 ページで示された事項は、これまでも長く検討されてきたものであり、これらが「できるかどうか」ではなく、実行するために具体的な制度設計を行い、まさに実施すべき段階にあるのではないか。地方公共団体においては群マネの取組が進んでいるが、包括化や事業協同組合、地域維持 JV などが行われ、いくつかの地域では非常に成果を上げている。地方公共団体と比べると、危機感という意味では直轄工事の状況は異なるのかもしれないが、そのようなことが必要となる時期は必ず来ると思う。早急に具体化に向けて進めるべきではないか。
- ・年間維持工事で一者応札が頻発しており、構造的課題という表現がされているが、一者応札せざるを得ない状況に対する「うしろめたさ」を払拭することが現場にとって重要ではないかと思っている。機会費用（オポチュニティ・コスト）を考えると、一者応札（継続的な受注）が最も合理的である場合も多い。発注者と受注者との間の緊張関係を保ちつつ、一者応札が最も合理的な選択であるということ世の中に積極的に示せるような仕組みをいま以上に整備していただきたい。
- ・資料 47 ページの表は大事であり、こういった方向で進めていくべきだと思う。地域が痩せていく中で、地域の建設業の継承者不足という問題がある。地域経済の縮小とともに、跡継ぎがないために廃業していく地方の建設業が生じている。産業政策と調達政策をリンクさせていく工夫が必要である。例えば、維持管理工事へのロボティクスの導入等の技術開発（パイロットプロジェクト）と調達政策を一体的に結びつけるような工夫が必要であり、パイロットプロジェクトで開発した新技術を使いこなせるような能力を獲得すれば、自社の将来、持続可能性がでてくるというメッセージとなるよう、産業政策と資料 47 ページの表の政策とが結びついていくとよいと思う。
- ・改築と異なり、維持管理は毎年必ず発生する。中長期的にその地域のインフラをどのような体制で守っていくのか。将来を見据えての仕事の役割分担、それを実現するための契約の形について、ビジョンを持った上で取り組んでいただきたい。それぞれの事務所、整備局で、このようにして直轄のインフラを守っていくんだということをビジョンとして示していただくことが大事であり、それが資料 47 ページの表にある「将来に向け、検討・試行すべき」ものでよいのかどうか、これで足りているのかどうか。維持だけではなく、点検、診断、修繕等も必要であり、全体を示した上で、それらを着実に進められる方法をしっかりと考えていただけるとよいと思う。
- ・維持管理工事や除雪工事で、熟練したこの人にやってもらうから助かるというようなケースであっても、なかなか技術評価されていないことが多いように思う。熟練度等を評価することは大事だと思う。

- ・やってみないと分からない仕事や、長年の熟練度が必要な仕事に対しても、欧米で一般的となっているフレームワーク方式を上手く活用すべきだと思う。日本では災害復旧で使い始めて、維持管理でも使い始めている。維持管理だけでなく通常の工事やコンサルタント業務への活用も考えられる。契約変更が多すぎるという批判への対策という意味でも、世界では常識となっているフレームワーク方式をどんどんやっていくとよいと思う。
- ・令和 8 年度の積算基準の改定で標準歩掛の適用範囲を明確化していただき、地方自治体発注工事で価格が折り合わない状況が改善に向かっていることについてありがたく思っている。今回、小規模な作業に対する積算の検討等についても行われると思うが、地方自治体の小規模な工事にも活用できるような形でとりまとめていただきたい。
- ・データ連携基盤（CDE）については是非進めていただきたい。今朝の NHK のニュースで、大船渡と大槌の森林火災でかなり被害が異なったのは、大槌では CDE（Common Data Environment）的な考え方を適用し、自衛隊や消防、警察が空間情報や状況情報を共有して効果的な消火等ができたからということを知っていた。類似事例が出てきた。CDE の考え方にどれだけの方に賛同して参加してもらえるかが大きな課題であり、他分野の成功事例も引用しつつ、参加者を増やしていただきたい。
- ・スモールスタートで改築工事までを対象に検討をはじめているが、当然、維持管理の段階でも必要であり、災害対応における情報共有、活用等についても、いずれ広げて考えていただければ良いと思う。
- ・維持管理についても、実態把握、調査にとどまらず、是非踏み込んで、維持管理分野全体の具体的な実施につながるような施策の構成を考えていただきたいと思う。

以上